

一八五七年反乱におけるデリー政権の構造(上)

長崎暢子

はじめに

一八五七年の反乱を聞いた人々は反乱に何を希求していたか。

この問い合わせへの一つの答は反乱の中での人々の行動および人々のつくりあげたもの——諸関係、組織、制度とその根底にある思想を考えることから導き出される。もとよりこの答は部分的な回答であつてそれ以上のものではない。人々の希求したもののすべてが、上にのべたような人々の諸関係、組織、制度、宣言として対象化されうるとは限らないし、史料としてそれが残され、後世の我々の目に触れうることは一層困難であろうから。しかし文書、制度、組織として表現されたものが一部であろうとも、それらは反乱を生きた人たちの凝縮した時間の中の想像力を示していることは疑いえない。

いくつかの予兆を除けば、一八五七年の反乱が爆発するのは、一八五七年五月十日、北インドの軍事基地メーラト

一八五七年の反乱におけるデリー政権の構造(上)

においてである。このメーラトにおける反乱は東インド会社の傭兵——シバーヒーの三連隊が、東インド会社すなわち、メーラトのイギリス人に対して蜂起したものである。その直接の原因が、新しく導入されたエンフィールド銃の弾薬の薬包に塗つてあつたとされる牛脂、豚脂にあるということ、そしてそれが牛を聖と考えるヒンドゥー兵士、豚を不淨とするムスリム兵士の宗教感情を刺激したことにあるとは広く言われていることである。メーラト市およびメーラト周辺の村々において、兵士以外の一般の人々も全く蜂起しなかつたわけではないが、その日の蜂起の中心的役割はシバーヒーが果たしていた。しかし、シバーヒーはその夜、シバーヒー以外の一般の人々と結合した行動をとらずにメーラトを去る。そしてそこから数マイル離れた村での集会で、三六マイル離れたデリーに向うことを決定したのであつた。⁽¹⁾

デリーはムガル帝国の首府である。デリーには衰微したムガル帝国の最後の皇帝バハードゥル・シャー二世がまだ赤城⁽²⁾の中に存在していた。皇帝はこのとき八十二才。実権は何一つ持たぬ存在であつた。反乱したシバーヒーとムガル皇帝とが結びついたのは翌十一日の朝である。そのとき反乱は性格を一変する。それは一地方軍事基地における兵士の反乱ではすでにありえない。観念的には旧ムガル帝国の領土全域をも蔽う、いわば全インド的広がりを持つようになる。一方、既制の支配層の頂点にあつた皇帝をシバーヒーが擁立したことは、逆に反乱の拡延を規制する面をもつっている。反乱の性格を封建的と規定する説の根拠の一にはこの皇帝の擁立がある。従つて、デリーにおける反乱政権の構造は、皇帝が反乱兵士の意識と皇帝自身の思惑とのどのような交叉の上に反乱政府の頂点に擁立されたか、を検討することから始めることができる。

一章 皇帝の擁立と復権

一、反乱前の皇帝の地位

デリーをめざしたシパーイーにとつて、皇帝はどのような存在であつたか。これを示しているのは以下の史料である。

イギリスとの関係における皇帝の権力と地位に関しては各歴史的時点で多くの史料がある。ここでは当時のイギリス政府の代表的見解と思われるソーンダースの証言が簡にして要を得てるのでこれを一つだけ挙げておく。

史料1 バハードウル・シャー二世帝の裁判における政務官兼副知事代理C・B・ソーンダースの証言⁽³⁾

「デリー皇帝、シャー・アーラムはグラーム・カーディルによつて眼球を剥出され、その他不当なあらゆる処遇に耐えた後、一七八八年マラータ連合の手中に陥ちた。一八〇三年まで皇帝にはデリー市にたいする形式的な支配権が与えられていたが、実際は拘禁状態にあつた。一八〇三年、(東インド会社の)レイク将軍がアリーガルを占領し、デリー市にイギリス軍を率いて進軍した。マラータ軍はデリーから六マイル離れたパトバンガンジに退却したが、レイク将軍に攻撃され完全に潰走させられた。マラータ軍は市と城を開け渡したが、そのとき、シャー・アーラム帝はレイク将軍にイギリス当局の保護を求める書簡を送つた。そして九月十四日、この日は後に一八五七年のイギリス軍の総攻撃によつて一層記念すべき日となつたが、この日にイギリス軍はデリーに入城した。この時(一八〇三年)以来、

(歴代) デリー皇帝は、イギリス政府から年金を受領する臣下となつたのである。皇帝の状態はマラータ連合の手中にいたときの厳しい拘禁状態からイギリス支配下のやや寛い監禁状態へと変化した。被告(バーハード・ワル・シャー二世帝)は一八三七年デリーの名目上の統治権を継承した。彼は自分の城の周辺以外には、いかなる権限も持たなかつた。彼は自分の直接の臣下に対しても、称号と叙勲衣を授与する権限があり、それ以外の人に対するは禁じられていた。皇帝と皇太子はイギリス政府の体制内に置かれていたが、会社の地方裁判所の司法権からは外されていた。」

この要旨は皇帝は統治権を保有しないこと、従つて、皇帝はイギリス政府の体制内にあり、イギリス国王の臣下たること、この一点である。以上のようなイギリス側の考えに対し、皇帝自身は彼の状態をどう把えていたか。以下の史料はバーハード・ワル・シャー二世がインド総督に対して、要望書として一八四三年提出した十二項目である。これによつて皇帝がどのような不満を当時東インド会社に抱いていたか窺い知ることが出来る。

史料2 要望書(6) (要旨)

- (i) 古来の伝統に従つて、皇族の家臣、ラージャー、諸侯、使節達が朝見に出仕して、^{ナヌル}獻上物を捧げること、および請願に従つて叙勲衣^{ヒラフ}を受領すること、を許可すること。
- (ii) 皇室の度量、通貨、造幣所設立が認められること、これらは皇室の大権である。しかも皇室より身分が下の諸侯に対しても場合によつては認められているものである。

(iii) 最近の規則では、皇帝と血縁関係あるティームールの子孫に対し、対等な言葉を用いて信書の交換をする権限をイギリス政府の役人に認めているけれども、その規則を廢止すること、それは皇族の品格を毀損し、イギリス政府の役人には何の利益をも生み出さぬからである。将来は、従来の慣行通り、イギリス政府の役人は皇族に宛てては、嘆願形式で信書を提出すること。

(iv) 皇帝に直轄地とその建造物に対する完全な支配権を与えること、この希望を実現するため（イギリス）政府は援助すること。

(v)、(vi)、省略。

(vii) 皇帝への申立てがあれば（現在行なわれているように）、イギリスの裁判所へ告訴するのではなく、宮殿内の皇帝の朝廷へ提出することを（イギリス政府が）認めること。

省略。

(ix) (x) (xi) (viii) (v)、(vi)、省略。

(イギリス) 政府により廃止された献上物（金）贈呈を復活すること。

モイラ伯以来、総督印から消滅したフィドウィー・ハースの表現 (Fidwi khāss 忠実なる僕) を再び使用すること。

(xi) 皇族の費用として毎月イギリス政府から支払われる十万ルピーは、最初決定した時以来、皇族数の増加したことにより不足となつてゐるが、献上金を増大して補うべきこと。

(xii) 先帝統治時代（イギリス）政府は皇帝の不自由を察し、献上金を増額したけれども、この増額分の分配を皇帝の手で行わしめること。更に（分配問題が解決せぬ為）、払われていない上記増額分を直ちに支払うこと、増額分の使用目的は近年の負債を償却すること、およびシャー・ジャハーン帝により建てられ、今や荒廃した建造物修築をすること

にある。

以上の要望書によつて分るように、バハードゥル・シャー二世は、東インド会社が皇帝に名目上の君主として儀礼を保つべきことを要求している。更に帝室財政の增收措置——それも年金でなく獻上金として——を要求し、また皇族の家長として、他の皇族に対する経済的支配も主張している。反面全領土の統治権が事実としてイギリスにあることは否定していない。僅かに残つてゐる皇室の直轄領建造物に対する支配を主張しているにすぎない。

皇帝と東インド会社の基本的な対立は、皇帝が名目上、皇帝→東インド会社の君臣関係を主張しているのに対し、東インド会社側は、東インド会社の年金生活者、庇護者である以上、イギリス国王→東インド会社→インド皇帝という逆の君臣関係が成立するとしている点にある。

この点についてここでは詳述する暇はないが、簡単に述べれば、一七五七年プラッシャーの戦において勝利した東インド会社がベンガルの徵税、財政担当大臣の権限いわゆるディーワーニーを獲得した時点で、東インド会社は論理的にムガル皇帝の臣下となつたのである。この時、東インド会社はベンガル大守にさえならなかつた。それ以来、両者の関係は形式上は変化していない。

従つて、理は明らかにムガル皇帝の側にある。東インド会社は初期の商人的性格からして政権担当者として自らを露わにすることなく、インド人の傀儡政権の影に財政担当者として実権を恣にする、いわゆる二重統治というフィクションを作つた。それは会社の政治権力的側面が増大するにつれて、逆の面から破綻を見せはじめていたのである。会社はその為、常套手段である皇帝への年金（獻上金）増額や王位繼承権などを取引材料として、時には暴力的に時に

は偽瞞的に、形式的な君臣関係をも抹殺しようとしていた。一八五六年、会社は王位繼承者との間に皇帝権の継承をみとめず、家長としての相続のみを認める契約を結んだ。従つて、八十二才のバハードゥル・シャー帝が死を迎えたなら、この君主関係上の虚構は消滅する筈であつた。

しかしながら皇帝は死なかつた。それゆえこの矛盾は一八五七年の反乱とともに一挙に顕在化した。インド側から言えばそれは形式上の君主であるムガル皇帝の事実上の復権である。皇帝から言えば、臣下たる東インド会社の手から同じ臣下たるシバーイーの手に実権が移つたに過ぎない。またイギリスの論理は、皇帝が「事実として年金生活者に過ぎなかつた」為に形式的にも皇帝たる資格を失い、イギリスの臣下となつたとするのであるから、これは形式を事実に追従させる立場である。とするなら逆に事実として皇帝が復権したことをイギリス国王への反逆罪とすることは困難であつたろうと思われるが、それを論することはこの小論の目的に外れるので省略する。

ところで、当時のインド社会におけるムガル皇帝の位置はイスラーム思想との関係でいえば非常に特異である。ムガル皇帝擁立につながるムガル帝国の再現という理念が当時のムスリム思想界の指導的潮流だつたとみるとむしろ困難であろう。ムガル帝国は再現するにはあまりに基盤が薄弱であつた。マラータ連合、シク王国などヒンドウ一勢力は言うまでもなく、ムスリム勢力の中でも、アワド、ベンガル、マイソール、ハイダラーバードと政治的にも分離独立化は既に進行してしまつていた。そしてムスリム君主による一種の復古主義はマイソールのティプー・スルターンにみられるように、ムガル宮廷からおこらず、むしろ地方的に、中心から離れる形で進行したのである。しかもこうした君主による政治的復古主義の失敗（直接にはイギリスへの敗北）は、ムスリムの指導者をして、一種の宗教改革とムスリム・コミュニティの再編へと注意を向けさせることになつたのである。

このような時期にあつて、バハードゥル・シャー帝の態度は獨得である。皇帝というムスリム思想界の中権的存在でありながら彼自身スーアーイーの聖者となる修業をし、ヒンドゥーと近い関係にあつたといわれる人物である。また、一国の皇帝でありながら、スンニーからシーアに改宗したとも風評の立つ人物である。即ち、宗教的に言えば、非常に異端的であり、政治的に言えば全く中立的な存在であつた。しかし、これはインド史上ではそれほど特異な例ではない。宗教上、異端的存在となることによつて始めて政治的中枢に位置しうるという、インドのムスリム特有の政治行動のパターンを彼の中にも見出してほほ間違いはないであろう。

こうした皇帝の行動の中にはシーアへの改宗事件、スーアーイーの聖者たる修業などをあげることが出来るが、ここでは反乱に直接に影響してくるシバーイーと皇帝との関係について以下の史料をあげる。皇帝は多くのシバーイーと師＝弟子の個人的関係を結んでいたのである。シバーイーは言うまでもなく、ヒンドゥーが過半数を占めていた。

史料3 皇帝の侍医であり寵臣であつたハキーム・アフサヌッラー・ハーンの証言⁽⁷⁾

弟子を作るについては、皇帝は政治的動機によらず、宗教的動機によつて行つたのである。インド軍のシバーイーだけが彼の弟子となつたのではない。シバーイー以外の人々も皇帝を精神的導師とみなしした。この慣行は反乱前には広く流行していた。デリーの歴代皇帝たちの精神的指導者であつた聖者達は、皇帝は精神界における地上の神の代理人であり、皇帝を精神的導師となすことは立派な行為である、といつて人々を教化した。結局、弟子は精神的な事柄でも、世俗的な事柄でも、精神的導師に従うから、弟子を採るのは利である。この弟子をとる慣行は最初、バハード

ウル・シャー帝の父の時行われたが、バードゥル・シャー帝には弟子の数が非常に多かつた。インド人シバーイーを弟子にとれば彼らをイギリス政府から疎隔させうると皇帝が考えていたかどうか私は知らぬ。ただ導師はいかなる状況下でも彼と一致することを弟子に期待する。これは自明である。

……皇帝の弟子は常にムスリムからなつたのであつて他のカーストからはならなかつた。……皇帝がインド人諸部隊と信書の往復があつたとは聞いていない。但し、皇帝は戦争が勃発する度、軍の動静を熱心に調べてはいた。

証言が屈折した表現を取つてゐる為、分り難いが、要するに皇帝は、シパーイー、およびその他の人々から導師と崇められうる人格を持つていたのである。しかもそれはヒンドゥーにも受けいれられやすいスマーフィーの聖者という形を取つていた。証言では否定されているが、ヒンドゥーへの影響力は決してマイナスには働かなかつた筈である。宗教以外の側面を取つてみても、例えば皇帝はザファールの号を持つ詩人として文学史上有名である。あるいはガーリブ、ゾウクなどの有名詩人を輩出させた文化の擁護者としても知られている。即位前の彼はイギリス人の間にも知性的人間として、数ある王子の中でも評判を取つていた。

このような人格と反乱時における皇帝の擁立とを直ちに短絡することは出来ない。しかしながら、中世的支配者におけるような全人格的支配でなく、あるいは神政政治における皇帝でもなく、反乱の頂点に位する機構上の存在としての皇帝が兵士たちから要請されたとき、逆にその存在がこのような皇帝の敵を持たない一種曖昧な人格に依存していたということはできよう。

一二 反乱と皇帝の擁立

一八五七年初頭から北インドの兵士たちに反乱の予兆が見えはじめる。三月、ペーラクブルに起つたペーンデー反逆事件は全インドのシバーヒーを動搖させたものとしてよく知られている。このニュースを聴いた皇帝の反応は以下のようであつたという。

史料4 ハキーム・アフサヌッラー・ハーンの証言⁽⁸⁾

イギリス政府に満足していないと、いう限りでは、皇帝はイギリスの敗北、敗戦を聞くのを好んだ。イギリス支配を覆えすいかなる支配者も、皇帝の王統を考慮してより多く敬意を払い礼を尽して皇帝を遇するだろうと、期待していた。結局、皇帝の繁栄はイギリス政権の滅亡と一致する、と皇帝は信じていた。……（ペーラクブルの事件のニュースが入つたとき）皇帝はこう言つた、その場合（イギリス支配終焉の場合）には新支配権力が礼を尽し、皇帝を尊重する限りに於て、皇帝の状態はよくなるであろう、……と。

皇帝の発言は全く傍観者的である。しかし、それは事実上の権力者に身を委ね、その権力を合法化することにより名目上の君主権を保持するという後期ムガルの統治方式を知るものにとつては何ら不思議はない。マラータ連合にたいしても、イギリスにたいしても、皇帝は自ら無性格な一種の儀式的存在と化することによつて延命を策してきた。一九世紀のイギリスに対してこの延命策は次第に功を奏さなくなつてはいたが、インド内のいかなる政治権力に対してもこの方策が有効でなかつたことはない。とすれば、反乱によつて勝利しうるものがあるなら、そのインド人勢力は

イギリスとは異なる待遇を皇帝にするであろう。そのかぎりに於いて反乱は皇帝にとつて意味がある。即ちこの発言は皇帝にとつて反乱は基本的にデ・ファクトの権力交代であり、皇帝はそれを合法化すべきものと考えている、と語っている。従つて反乱における皇帝の擁立に際しては、シバーヒーの側から皇帝権力を規制しようとする動きもあつたが、皇帝の側にも権力へのかかわりを積極的に用意する面を欠いていた。その結果、兵士たちの手になる総司令官任命、行政会議の成立などが比較的容易であつたと考えられる。

さて、皇帝自身は擁立されたことについて自らこう述べている。

史料5 裁判におけるバハードゥル・シャー帝自身による陳述書、一八五八年一月二十七日⁽⁹⁾

眞実はこうである。蜂起の日まで、朕は前もつて何ら情報を得ていなかつた。八時頃、突然反乱部隊が到着し、宮殿の窓の下においてやかましい騒ぎを始めた。彼らの言うところはこうである。自分たちはメーラトにおいてイギリス人を全員殺してからデリーにやつてきた。殺害を行つた理由は牛脂と豚脂の塗つてある薬包を歯で噛み取ること、即ち、ヒンドゥー、ムスリム、両者ともにカーストの公然たる侵害を要求されたからである。

朕はこれを聞くと、直ちに宮殿の窓の下の諸門を閉鎖させ、これを宮殿守備隊の司令官（ダグラス大尉のこと）に報らせた。伝言を受けとり、司令官は单身やつてきて、反乱部隊の集つているところへ出たいからと門を開けるよう請うた。……

この後間もなく、反乱兵士たちは特別謁見の間に乱入りし、中庭および特別謁見の間にも入りこんだ。そして朕を完

全にとり畠み、歩哨を四方に置いた。朕は彼らの目的が何かをたずね、立去れと懇願した。それに対しして彼らは、既に自分らは生命を賭けた、自分らの権能内にあることはすべてやるから、静観者でいるようと言つた。殺害されることを恐れ、朕は口を噤み、自分の宮殿に戻つた。……

朕の玉璽又は花押ある勅令に関する真実は以下の如くである。兵士が到着して、ヨーロッパ人士官を殺害し、朕を囚人と化して以来、朕は彼らの手中に陥つた。彼らが適当と考える書類すべてを彼らは作製し、朕の下に持ち来り、玉璽の捺印を強要した。

……望む者は誰でも我が権威に依らずして、あるいは朕に趣旨を知らすことさえせずに望むところの命令を書かせた。朕と我が秘書官とは生命の危険にさらされており、これに関して一言もさしさはさむことは出来なかつた。……反乱兵士は會議^{コンヴァンス}を設立し、そこであらゆる事柄を審議し、審議の後、この會議^{カウンシル}で裁可^{カウンシル}された方法を彼らは採用した。しかし朕はこの会合^{コンヴァンス}に一度として参加したことはない。……

……さらに同夜（反乱勃発の夜）、朕はアグラの副知事に急便で書簡を送り、当地に起つた惨禍を知らせた。朕に力がある限りでは、朕は可能なすべてを行つた。……

これは、反乱の陰謀、反乱兵士への教唆煽動、イギリス人（司令官を含む）殺害の罪を問われた皇帝の裁判の陳述書である。従つて、事前の陰謀を否定し、教唆、煽動を否定し、イギリス人殺害に関係ないことを主張し、皇帝の玉璽のある勅令が皇帝によらずして作製されたと表明することに力点を置いている。これに全面的に信を置くことは出来ない。皇帝が反乱に対し全く否定的な評価を持ち、シパーヒーに強制されてそれ以後のすべての行為を行つたと見る

ことは早計に過ぎる。

例えは皇帝の玉璽についても以下の史料はその捺印が兵士による強制のみであつたかどうか疑わせるに足りる。

史料 6 裁判における弁護士グラーム・アッバースの証言⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

問——皇帝の玉璽^{（エイ・シール）}は反乱期間中、誰が保管していたか。

答——それらは皇帝の私邸に保管されていた。

問——玉璽の捺印は完全に皇帝の掌中にあつたか。

答——玉璽は皇帝の一存で押された。

皇帝の行為は常に二面性を持つていた。反乱軍の側に向う行為とイギリス側へ向う行為とが皇帝にあつては常に同時に進行する。どちらにも解釈可能である。それゆえ皇帝の行為は両者から不信の眼を向けられていくのも当然であろう。史料5におけるアグラへの急便でさえ、イギリス側はこれを最後通牒と見做して受領を拒否した。逆に反乱兵士から見ても皇帝とイギリスとの関係は以下のようなものであつた。

史料 7 反乱中のある時期、市警察署長となつた、ムバラク・シャー「包囲下のデリー市」より⁽¹²⁾

我々（シペーヒー）は全ヨーロッパ人を殺さんとする明かな意図をもつてここにやつてきた。何故なら、彼らは我々に豚脂を塗った薬包を噛めという裁定を下したからである。我々は既に聖戦ジハドを開始した。そしてムスリムの王たる陛下を尊重してデリーに来た。しかるに陛下はキリスト教徒と同盟なさつているように見える。……

このシペーヒーの発言の中では皇帝は味方として全く信用されていない。シペーヒーの発言は皇帝の動搖性を衝いて鋭い。一つにはこうした皇帝の二面的態度が史料5にあるように具体的過程における「静観者たる皇帝」を要請させる結果となつた。シペーヒーは皇帝と接触した殆んど最初から、財力もなく、軍事力もなく、パトスもない、他人任せの存在として、即ち反乱の具体的活動における「静観者」として皇帝を位置づけたのである。

無論、シペーヒーのこうした態度は皇帝の動搖性から由来する他律的なものばかりでない。彼らが反乱当時どのようにも権力の構造を考えていたかを示す次の史料もある。

史料8 シペーヒーの皇帝に対する発言⁽¹²⁾

皇帝陛下は両世界の王——俗界と精神界の——である。皇帝陛下は全インドに君臨する。あらゆる告示は「神は創造主であり、国家は皇帝に属し、統治は東インド会社のものである」という言葉で始まる。イギリス人は陛下に代つて統治してきた。我々は我々の訴えを持つてやつてきた。我々は皇帝陛下から正義の行われんことを期待する。

シバーヒーは今やイギリスをデリーから追放した。「皇帝陛下に代つて」統治してきた存在が消滅した以上、（統治は皇帝の手にもどると考えていたと推測することができるが）インド人軍隊が再び「皇帝陛下に代つて」統治を行うことも可能であつた。そして実際の事態はそのように展開していく。これを支えるものは兵士による行政会議設立の構想であつた。実際従来の東インド会社の傭兵から、ムガル皇帝の傭兵となり代つただけでは、到底このように明瞭な形で、静観者でいることを皇帝に提起することは出来なかつたであろう。既にこの時、行政会議によつて兵自らが政策を執行しようとする展望が軍隊の一部にはあつたと考えてよいのではなかろうか。

以上の過程を経て、皇帝はシバーヒーとの間に改めて君臣関係を成立させた。以下は皇帝裁判における弁護士グローム・アッバースの証言である。

史料9 グラーム・アッバースの証言⁽¹⁴⁾

……それから皇帝は椅子に座つた。兵士達、将校達は皆一人ずつやつてきて皇帝の前に頭を垂れ、頭に手を置くよう願つた。皇帝はそれを行い、各々は心に浮んだことを言上しては下つた……

（質疑）

問——インド人土官および兵士の頭に皇帝が手を置いたのは何時か、その意味は何か。それは皇帝の命を奉ずることか。

答——その意味は兵士や土官の忠誠と奉命を受けいれることである。しかし、そのときの皇帝の意図が何であったか

は私には分らぬ。

問——皇帝の権威がデリーで公けに宣言されたのは何時か。……

答——正規の宣言が行われたのは知らない。但し、私の知らぬところでそのような宣言が行わたることはあり得るだろう。しかし、反乱の勃発したまさにその日、皇帝の権威は確立した。

問——それは礼砲が発せられたことによつてそうなつたのか。

答——分らぬ。ただ私が聞いたのは、砲兵隊が皇帝の支配下に入つたことの敬礼として、礼砲を発したものである。

問——何発鳴つたか。

答——皇帝の礼砲の常のきまりどうりだと思うが約一一発である。

問——皇帝は何時、最初の公式朝見ダルバールを始めたか。

答——反乱の勃発した最初の日から毎日朝見ダルバールを行つた。騎兵たちに対して行つた朝見が最初のものと考へることがで
きるだろう。

皇帝はかくしてシバーイー一人ずつの頭に手を置き、彼らの忠誠と奉命を受け入れた。これが反乱において、反乱者が権力を樹立する意志を見せた最初の事象である。その限りでは反乱は伝統的な価値、ムガル体制と結合する形、皇帝と君臣関係を結びなおすことで始めてイギリスへ敵対する権力としての姿を現わしたのである。しかしながらこの関係の成立を以て、從来言われたように封建的支配層に指導された封建的反乱と簡単に名づけることはできないであらう。既に述べたように皇帝擁立の内容は権力者としての皇帝の復権ではなく、むしろ「静観者」という機構的存

在だつたからである。また後述するように、行政會議も、一切の軍事および一般行政を執行し、皇帝に對しては報告義務しか規定していなかつた。とすれば、皇帝には殆んど何の権限も残されていない筈であつた。

次に、論理的に言えば皇帝の名目上の支配は從来通り繼續していた。従つて皇帝擁立はムガル帝国の繼續と言い切ることも出来た筈である。然るに皇帝の印は一種類作られた。一つには確かに統治二一年即ちバハードゥル・シャー帝の即位一八三七年以来の年号が入つてゐる。しかしもう一つには統治初年と年号が入つてゐるのである。⁽¹⁴⁾これは反乱政府においても皇帝擁立によるムガル体制が新しい意味を持つていたことを示すものであろう。

こうして、反乱兵士が皇帝を擁立したとき彼らは権限のない機構上のシンボルとしての皇帝を必要としていたことは明瞭である。それ以上の存在を欲していなかつたと言つてもよい。にもかかわらず、彼らは皇帝を擁立した。第一の理由は兵士が単独で権力を形成する能力がなかつたことにある。その後の各地の反乱を見れば判明することであるが、兵士達は兵士単独で反乱を繼續していく場合を生み出さなかつた。彼らはどこかの階層と結合するか、デリーに進軍するか、あるいは四散してしまつた。つまり、兵士達はデリーに進軍したとき、一個の権力としての存在を続けるために国家としての戦争意志を表現できる実体を必要としていたのである。

第二に、当時のインドにおいて彼らは皇帝以外にインド全体を表現できるシンボルを見出すことが出来なかつた。共通の言語を持たず、共通の宗教を持たないと、十九世紀半ばにあつて、ムガル帝国の統一帝国としての栄光は地域的・精神的・政治的に拡延しうる最大のシンボルだつたのである。

さらに第三にムガル帝国は形式上未だ滅亡せず、皇帝は名目上シバーイーの君主であるのみならず、イギリス東印度会社に対しても君主であつた。イギリスと戰うに際し、大義名分は皇帝の側にあつた。

以上の二点から、反乱したシベーヒーは皇帝を必要とし皇帝を擁立した。即ち既に述べた皇帝の状態、皇帝の思惑といひいぢで一致し、君臣関係が復活したのである。

しかし、一度成立した関係は両者の思惑の違ひを反映して直ちに揺れはじめる。皇帝もシベーヒーとの関係あるいは軋轢は、反乱を通じデリー反乱政府の活動の基調を形づくる。示唆的に言はなむ、シベーヒーの権力基盤が強固で皇帝を統制したならば皇帝は形式上・機構上のシンボル以外の何者でもなく、そのかわりで問題は生じなかつたであらう。しかし、シベーヒー相互の矛盾、シベーヒーと他のデリー市民との軋轢によつて、シベーヒーの権力が僅かでも揺ゆぐとき、皇帝とその側近はデリーの反乱政権の活動を規定し、影響を及ぼす存在となりうるのである。そのとき、皇帝は既に述べた全歴史的背景を荷い、それに規定せねり行動の軌跡を画いたのである。

1 メーハルにおける蜂起とデリー進軍に関する J.A.B. Palmer; *The Mutiny Outbreak at Meerut in 1857*, 1966, Cambridge, 稲葉。また、長崎暢子「一八五七年の反乱における權力詮題の考察」、松井・山崎編、「マハルにおける土地制度と權力構造」1969, 東京, 所収参照。

2 R.C.Majumdar; *The Sepoy Mutiny & Revolt of 1857*, 1957, Calcutta, p. 241.

3 一八五七年九月にバーレーム・シャー[皇帝が降服した後、イギリスは彼を軍事裁判にかけた。そいや擧げられた皇帝の罪状は、(1) イギリス政府の年金生活者でありながら、バーレーム・シャーをはじめ、東インダム会社の兵士などを国家に対する反乱行為(Mutiny and Rebellion against the State)に教唆煽動し、それを助長したと、(2) イギリス政府の臣下たる、王子ミルザ・ムガルおもろ回し^{トト}たるデリーと北西州の住民を教唆^{トト}、煽動し、国家に対して反乱、戦わしめたと、(3) イギリス政府の臣下でありながら("being a Subject of the British Government in India") インドを統治する王、インダムの元首と自ら宣し、デリー市を不法に所有し、"ルギー・ムガル、バーレーム・シャーなどの國家に対する反乱行為に同意し、更に兵を集めい

ギリス政府に対する戦に派兵したといふ。(4) デリーにおける49人のマーロッパ人殺害を起いたわざ、もしくはその補助的役割を果したといふ、であった。法廷辯の理由全てに亘つて有罪を宣し、皇帝をビルマのラングーンへ流刑にした。この裁判における証言、証拠書類は編集され、最初、政府のブルー・ブックとして一八九五年公開された。後再編集され、一九三一年ラホールに於いて再び H. L. O. Garrett, ed, *The Trial of Muhammed Bahadur Shah*, Punjab Government Record Office Publications, 1932. として公刊された。これらの証言はイギリスのスペイカル兵士、皇帝の秘書官に至るあらゆる人々のものがあつて、また書類には勅令、上奏文、当時の反乱側の新聞などがあり、デリーの反乱内部の状態を伝える史料集として貴重なものである。この貴重な史料を複数先生の御好意により参照出来たことをより深く感謝する。以下、これが Trial の省略。なお、ルームは断わりのない限り、史料引用におけるカッコ内の説明は筆者によるものである。

4 シャー・アーラム=帝はバーヘンウル・シャー=帝の祖父 (統治一七五九～一八〇六) の後アクバル・シャー=帝 (統治一八〇六～一八三七) へ繼ぐ。

5 Political letter from Court, 4th December 1844 M. Husain; Bahadur Shah II and the War of 1857 in Delhi, 1958, Delhi

6 ガズ (gaz) は長さの単位で約三三一インチ、また貨幣の铸造、発行は君主権の象徴であるが、それが東印度会社によって禁

止されたのは一八三五年、タクバル・シャー=帝のころである。

7 Trial p. 260

8 ibid p. 260

9 ibid pp. 227～231, また Moti Ram ed, Two Historical Trials in Red Fort, New Delhi, 1946, pp. 389～392.

10 ibid p. 47.

11 グローリー・チャーチはサー・トマス・メトカフによって反乱前の皇帝に仕えたくなく任命されたところである。イギリス側によると、がよかつた。反乱前、イギリスと皇帝との交渉は彼を仲介として行われていた為連日宮廷に出仕していた。皇帝の信頼が厚く、一八五七年の反乱におけるデリー政権の構造 (上)

ルの裁判では皇帝を補助すべく皇帝の要請によって召喚された。Trial p. 45.

12 Mubarak Shah; City of Delhi during the Siege, 1880, pp. 7

13 Rizvi ed.; Freedom Struggle in Uttar Pradesh, vol. V. Lucknow, 1960, p. 988.

14 Trial pp. 43~45.

15 Trial pp. 24~25.

16 ハペーューが何故デリーを攻めたかについ云はば、以下の諸理由が考えられる。

1 彼らの故郷であるアワード方面は直接向うには遠すぎ、途中危険であるため。

2 デリーにはそのとおり、英軍は駐屯していや、殆んど無防備であり、且つ弾薬等兵器は十分にあつた。
3 デリーは古来の城壁都市であり、防衛に都合のよい所。

4 ムガル皇帝の傘下に入るルム。1'、2'、3'、に比べ、4はよりわけ重要であった。

11章 デリー市の反乱

メーラトから進軍してきたシペーューは、デリーにおいて皇帝を擁立すると同時にデリー市の住民を反乱に巻き込み、デリー市の反乱へと事態を展開させた。デリー市の人口は当時十六万である。衰微してゆくムガル帝国と共に盛時には一千万の人口を持ったデリー市も衰えていた。伝統的にムガル宮廷を中心とした貴族、官僚、商人の街であつたが、一方イギリスと共に抬頭してきたヒンドゥー商人の存在も大きかつた。

ルのデリー市への進軍理由については既に一章で述べたが、メーラトなどと異なり、ここで政権を樹立した以上、デリー市民との関係は重大であった。デリー市において反乱前どのような徴候があり、それがどのようにして反乱に

形づくられていったか、を以下述べておきたい。

史料10 デリー・ニュースなる新聞の編集者、チュンニーの⁽¹⁾証言

答——五月十一日に向けて予め打合せた蜂起計画があつたかどうかは知らない。しかし、デリー市内にはかなりの世論の沸騰と動搖とがあつた。その原因は一つにはペルシャ皇帝からの宣言と称する貼紙、第二にはアンバラにおけるヨーロッパ人の館⁽²⁾の放火事件のニュース、第三には油脂を塗つた薬包^{カートリッジ}の使用を兵士たちが要求された結果、不満がおこつてしているというニュースであつた。

デリー市民を動搖させたとしている三つの事態の内、ペルシャ皇帝の宣言については当事者たるT・メトカフの次の証言がある。

史料11 サー・T・メトカフの証言⁽²⁾

問——五月の蜂起の少し前、ジャーマ・マスジッドの壁にペルシャ皇帝からの宣言と称する貼紙があつたか。

答——あつた。抜身の剣を右側に楯を左側に表わした小さい汚い紙である。その趣旨は、ペルシャ皇帝が近々この国へやつてくる、預言者マホメットの忠実なる弟子たちすべては異教徒たるイギリス人を絶滅するために皇帝軍に加わ

れ、加わつた人には土地その他の大なる報酬が与えられる、との呼びかけである。更にこの貼紙を掲げる時、デリーには五百人の同志がいる、と述べてあつた。

問——シーアとスンニーはその違いを忘れてイギリスを撃つために提携せよ、というような暗示はあつたか。

答——なかつたと思う。

問——この貼紙はペルシヤ皇帝から来たと称するが、偽書であるか。

答——偽書だと思う。

問——どのくらいジャーマ・マスジッドに貼つてあつたか。

答——約三時間。夜の間に貼られた。正確な日附は覚えていないが、蜂起の約六週間前と思う。……朝、大群集がその貼紙の周りに集つており、それを聞いて私がそれを取り外させた。

……

答——（イギリス政府への不穏な動きは）デリー市民の間にはなかつた。けれどもシバーヒーの間に忠誠心が欠如していることは明瞭に察知された。例えば、蜂起の十五日位前、匿名の手紙マジストレットが治安判事に送られたがそこにはイギリスの守備するデリー市のカシミール門が襲われるであろうと述べてあつた。……宮廷に常に出仕していた皇帝のシーディーは第一四不正規騎兵連隊のリサーラダールにイギリス勤務をやめ、ムガル皇帝に勤務せよと訴え、その誘いとして、夏の終る前にロシアがインドに進んできて、イギリス支配は終るのだ、と言つた。……

メーラト反乱の勃発前、既にデリー市においても明らかに運動が組織され始めていた。貼紙という形式による、組

織化、イギリス攻撃の視角が異教徒＝キリスト教徒にあること、などは各地で共通である。だが、デリーの特徴は、新聞が大きな役割を果したことにある。以下代表的な反英新聞であつたサード・ディク・ウル・アフバールについての史料である。

史料12 新聞編集者チュンニーの証言⁽³⁾

答——ジャマルツディーンによつて発行されていたそのような（＝反英的な）週刊新聞があつた。その中の記事は、（イギリス）政府に対する断乎たる敵対を露わにしていた。それはサード・ディク・ウル・アフバールすなわち真正なる報道という意味であつた。

……

答——それはデリー市内外で二百部の発行部数があり、石版刷りであつた。

問——主にどのような階層の人々の間に読まれていたか。

答——カーストの区別なく、文字の読めるあらゆる階層の人々の間で等しく読まれていた。

……

答——（二百部といつても）購入者が買った新聞を友人や親類の間にまわして読むのは（インド人の）習慣である。

問——これはデリーの主要な新聞と考えられていたか、その発行部数は他の新聞に比べるとどうか。

答——それは主要な新聞と考えられていた。書かれた記事の内容はよく、また、あるものは英語の新聞から引かれて

あり、ムスリムには一層興味があつた。発行部数について他の新聞と比較しては言えないが、その発売部数はインド人による新聞のどれよりも明らかにずっと多かつた。

以上の史料が語るように、週刊の反英的新聞がデリー最大の発行部数を持ち、カーストの区別なく読まれていたことは知識階層の状況を示すものとして注目しておかなくてはならない。報道の重点が国際関係にあつたことはデリー反乱の一側面を示しているが、概してデリーでは人々が国際情勢に非常に明るく、且つ敏感であつた。反英を標榜する当時のデリー市民にとってヨーロッパは既に多元的に見えており、最大の関心事はロシアの動向であつた。ペルシヤへの期待もアフガニスタンへの関心も背後にロシアの東洋進出があり英露角逐を見た上でのそれであつた。反乱をめぐる国際情勢については別の機会に述べたいが、ただ当時国際社会について敏感である、という皇帝をはじめとした人々は概して大きな展望の中で物を見ることが出来たけれども反乱の勝敗に過敏であり、勝利の側に身を投じようとする意識が濃厚であつた。

ところでデリー駐屯部隊は第七四、第五四及び第三八連隊であつたが、これらシペーヒーに対する組織活動について以下述べておきたい。

史料13 第五四インド人連隊のピーターソン少佐の証言⁽⁴⁾

答——私が自分で（五月）十七日やその前に見たことからではなく、彼らの当日の行動やそれ以後人から聞いた情報

によるのであるが、彼ら（第五四連隊のシバーヒー）は大体何が起らうとしているかを知っていたと今では私は確信している。昨年（一八五七年）九月にヴァイバート中尉が私に語つたところによれば、シャイフ・イマーム・バフシュ・スレーバーダール・メジャーが故ラッセル大佐に既にこう述べていたという、即ち、五月十一日の二ヶ月ほど前に兵舎には人々が出入りして、シバーヒーを反乱に煽動している、と。……

史料14 デリー火薬庫の守備隊の組織活動について⁽⁵⁾

兵器部兵站副総監、フォレスト大尉の証言

答——（デリーの火薬庫を守備するインド人部隊の）服装に関しては何も変化に気づかなかつたが、反乱数日前から彼らとくにムスリムの行為は、それは不遜で傲慢だつた。パークレイ氏も私もこれに気づき、そのことを一人で話し合つていた。五月十一日の朝私が火薬庫に行くと、サルダールやダルワーンが今迄見たこともないほどきちんとした服装をしているのに気づいた。火薬庫の職員もまたいつもの仕事着でなく、ずっと清潔なものを着ていた。……

問——カーリック問題に関して火薬庫のインド人守備兵の誰かが、軍のシバーヒーと通じていたと信ずる理由があるか。

答——私がデリーにいた間にはそうした疑いをもつような状況はなかつた。しかし、（後に）メーラトに着き、傷の治療に病院に行つたとき、砲兵病院の軍曹にこんなことを聞かれた。デリーの火薬庫守備隊の長に有能なインド人がいるか、と。いる、と私は答え、とくにカリーム・バフシュなる男の名を挙げた。彼は頭もよく、ペルシャ語を書けば

筆の立つ男であった。軍曹はそのときこう言つた。あの朝、一人のインド人がやつてきて軍曹に密告するには、デリーの火薬庫守備の誰かが、インド人連隊全部に回状をまわしている。その趣旨は、火薬庫で作られている薬包は脂の合成物で汚れている、ヨーロッパ人将校が何かそれを否定することを言つても、インド人連隊兵士はそれを信じてはいけない……と。この男、カリーム・バフシュはインド人が火薬庫攻撃を始めた際、彼らと呼応して非常に活発に動いたが、彼のふるまい全体が非常に疑わしかつたので、ウイロービー中尉は私に彼を門の守備から外すように、そしてそれでも守備に戻らうとしたら彼を狙撃せよ、と命じた。この男はそのときの裏切り行為のためにその後絞首刑になつた。

こうして、メーラトの蜂起前からデリーのシベーヒー市民、知識階層などにおいても宣伝・組織活動は活発であった。ただデリー市の反乱は自生的に発せず、メーラトの蜂起後、呼びかけによつて人々は立ち上つたのである。

さて五月十一日、メーラトから反乱軍兵士を迎えたときのデリー市は次のようであつた。

史料 15 新聞編集者、チュンニーの証言⁽⁶⁾

答——私は（メーラトからの兵士が）来るところは見なかつた。しかし、市の門が閉められると聞いて、何が起つたのか見に行つた。……（カルカッタ門附近に）暫くしてフレイザー氏がやつてきて、ジャッジャル部隊を整列させ、隊形を整えるよう命じ、警察官にも整列して抜剣を命じ、彼自身は両部隊の間に位置を占めた。そのとき、丁度、七

人の騎兵と二人のらくだに乗つた兵がギャロップでダリアーガンジの方角から赤城^{アーリ・キラ}に沿つた道路をやつてきて、忽ちピストル射程距離内に入り、全員が門の所のヨーロッパ人目がけて発砲した。これで、群衆は四方に散らばり、私も帰宅した。しかし、そこを離れる前に、(反乱) 騎兵がやつてくるとジャッジヤルの兵士が、何の抵抗もせずに逃げ出したのを見た。……

問——君がカルカッタ門に行つたとき大群衆が既にいたのか。

答——少くとも四、五百人がブドウ園と言わわれている小さな場所に集つていた。

答——私の意見では、ジャッジヤルの兵士は前もつて何も知らなかつたと思う。反乱者がディーン、ディーンと叫んだ途端、彼らはフレイザー氏を見捨てた。

……

答——私が(そこを)離れるとき、騎兵たちはディーン、ディーンと叫び、且つ両側の群衆に向かつて、インド人(Natives)にたいしては何の危害も加えず、苦しめもしないと約束していた。

史料16 ムバーラク・シャー「包围下のデリー市」⁽⁷⁾

インド人歩兵連隊が市に行軍してきたとき、一団の歩兵、騎兵が本隊を離れ、牢獄に向い、そこで門を開けよ、と要求した。ナジー卜は抵抗するふりをして狙いもせずに数発発砲したが間もなく、牢獄を開け、全囚人を釈放し、足

枷を外してやつた。

史料17 バフトワル・シング、チャプラーシーの証言⁽⁸⁾

答——（五月十一日のデリー市における）攻撃の始まるとき、群衆を指揮し、叱咤していたのは、ラホール門守備隊の人、第三八インド人連隊のハヴィルダールのムスリムである。

戦の大義を問うことがなかつたシペーヒーがディーン、ディーンという呼びかけに反応したことは傭兵としての存在を棄てたことであり、同時にインド人に対しても何の危害も加えないとの約束は戦の質的な転換を示している。

やがてシペーヒーに続き、デリー市の住民が蜂起しはじめる。

史料18 新聞記者チュンニー・ラールの記述⁽⁹⁾

……（五月十一日）メンビ・バザールのムスリムはラージガートへ行き、（メーラトから来た）反乱者と敵かに契約を結び、城門を開いて彼らを入市させた。その途端、彼らは家々に発砲し始め、ヨーロッパ人を殺し始めた。……

……（英人フレイザー氏などの殺害が起つた）頃、宮殿や市内のムスリムは街へ出、宮殿守備隊長の家や市内在住のヨーロッパ人の邸を略奪した。メトカフ卿は馬に跨り抜刀したままチャンドニー・バザールまで反乱騎兵に追いかかれ、

その附近の馬具師が逃亡を阻止しようと棍棒で打ちかかるなかを、アジメール門から市を脱出した。デリーの歩兵三ヶ連隊は反乱者と合流、市内に来たイギリス士官達を沢山殺害した。……このあと市内のムスリムや一部のヒンドゥーも合流した。彼ら（反乱者達）は警察署の本庁や十二の支署を破壊し、街灯を全部壊した。警察署長は自ら隠れた。しかし彼が辛うじて逃げおおせる前に助手が傷をうけた。反乱者、反逆者が銀行を襲つたとき、二人の（英人）紳士と婦人、三人の子供は屋根に隠れた。……それから反乱者は銀行に放火した。……ムスリムは依然、反乱者と共に街をのし歩き、自分らの宗教の成功を祝つて万才を叫んでいた。……」

史料19 皇帝の秘書官ムカンド・ラールの証言⁽¹⁰⁾

問——蜂起前にムハメダンたちはこの反乱をひき起す何らかの陰謀に加わっていたか。

答——反乱者が（メーラトからデリーに）到着すると、ムハメダンは直ちにそれに加わった。このことは両者の間に前もつて何らかの陰謀があつたことを意味しないだらうか、但し、反乱者に加わつたのは低い階級であつて高い階級ではなかつた。

問——ムハメダンの高い階級の中でイギリス政府に対する反乱に参加しなかつた人を誰か名指すことが出来るか。……答——私の先刻の答は蜂起の当日に關して言つたものであつて、その後、起つたことについては言つていない。……

史料20 イギリスのスペイ、シャート・マルの証言⁽¹⁾

問——イギリス政府に対する感情に関して、ムスリムとヒンドゥーとの間に差があつたか。

答——無論あつた。ムスリムは一体としてイギリス政府の転覆を喜んでいたが、ヒンドゥーの中では商人や、大貿易商は転覆を悔んでいた。

史料21 ムバーラク・シャー「包囲下のデリー市」⁽²⁾ より。

土地所有者および地位も身分もある紳士方は、（反乱勃発後）一、二日は家に蟄居していた。その目的は、絶えず群衆から襲撃される恐れがあつた為に財産を守らうとするところにあつた。しかし守りきることは殆んど不可能だった。

デリー反乱の主導権が低い階層のムスリム・ヒンドゥーにあつたことは史料的に明瞭である。彼らは牢獄を襲い、警察署を襲つてイギリスの治安機構を崩壊させ、さらに銀行を襲撃した。インド人には危害を加えぬと約束しても、こうした反乱者の行為がデリーの市民の中でも大商人によつて反感をもつて迎えられたことは想像に難くない。当時、北インドにおいて商人、金貸しといえば、イギリスの地税制度の導入によつて、これに寄生しつつ勢力を伸展させてきた代表的新興階層だつたからである。

メーラトにおけるシバーイーは蜂起の後、周囲の農村と結合する可能性を捨て、デリーという都市に進軍した。そ

の進軍の結果、彼らは始めて公然たる権力として姿を現わし、全国的な展望の中で戦うことも可能となつた。しかし、一方で早くも、当時の都市に於いては反乱がどのように迎えられるかを知つた。デリーには確かにイギリス軍はまとまって駐屯していなかつたが、イギリスを公然、非公然に支持する商人、上層市民の層がいたのである。

また、シパーイー自身も多くは北インドの中小土地保有者の出身であり、金貸し、商人によつて没落させられていく階層であつた。従つて彼らの側も都市の商人、不在地主には当然反感をもつっていたのである。

以下の史料は、シパーイーとデリー住民との関係について、とくにデリーの住民がシパーイーに対して抱いていた感情を如実に示している。

史料22 デリーの住民とシパーイーとの会話⁽¹³⁾

住民「旦那方お聞きなさい。私達を殺したり私達と鬭つたりする考えはお捨てなさい。もし、貴方達がこれ以上の殺傷や戦闘をやめるなら、誓つて、貴方達の為にとりなすこと、旦那方の面目を保つたまま命を救うことを約束する。皇帝陛下も同じ御意見で行動を抑え平穏に鎮まれと御忠告遊ばされている。」

シパーイー「旦那！ 自分達は旦那方を信頼出来ない。貴方達は欺瞞的な計略で繰り返し勝利を占めてきた。もしそ自分達が貴方達の言う通りにするとしたら、貴方達が将来自分達を絞首刑にしない保障が何処にあるのか。卑しい男の手で絞首刑にされるよりは鬪つて死んだ方がよい。」

住民「いや、いや！ 決して疑いを持たないでくれ。私は聖書にかけて誓う。決して貴方達を欺きはしない。皇帝

陛下も私の御味方で同じ御意見を御持ちだ。」

上記の史料にみられる住民は聖書にかけて誓つてゐる以上キリスト教徒であろう。キリスト教徒はイギリスの味方とみなされて、特に狙い打ちされる者が多かつたから、上のような会話が生れたのであろう。シパーヒーと一部のデリーの住民とは相互に信頼感を抱けなくなつてゐた。その場合、住民が自らの言葉の保障として皇帝も同意見だと皇帝を引合いに出してくる態度は注目してよい。蜂起した兵士を眼前にした住民にとって、皇帝の存在はシパーヒーに対するそれと全く意味を異にしていた。

史料23 ハキーム・アフサヌッラー・ハーンの覚書⁽¹⁴⁾

(蜂起) 一日後、王子達は皇帝に市内を象に乗つて練り歩くよう依頼した。その目的は掠奪が止むだらうと市民が安心することにあつた。

掠奪の訴えはデリー市の場合、確かに多い。そして、そこに傭兵であつた兵士の行動の習性を見ることがある点では可能である。けれども、掠奪の背景には人々のイギリスへの内通、食糧、物資の隠匿、シパーヒーの飢えなどがあつて、一概に掠奪と断定することさえ困難である。しかし、掠奪を恐れる上層市民にとって、皇帝はシパーヒーの行動の抑制装置と化していたのである。さらに以下の史料は皇帝と上層市民との結合を明らかに示している。

史料24 ハキーム・アフサヌッラー・ハーンの覚書⁽¹⁵⁾

(五月中だらうと思われる) 市の貴族達、ジャーギールダール、年金生活者などは(宮廷に)出仕し、献上物を差出し、皇帝に諸部隊の掠奪に関する不満を訴えた。皇帝はミルザー・ムガルにこれを調査し且つ軍の市民抑圧をやめるよう命じた。……

メーラト蜂起の前から、活発な宣伝・組織活動の行われていたデリーでは、メーラト蜂起軍の到着と同時にデリーの三ヶ連隊がこれに合流し、デリー市の反乱となつた。従来東インド会社の傭兵として、インド征服の尖兵となつてきたシパーイーは、初めて市民に対して、インド人には何の害も与えぬ、と断言した。デリーの下層民、職人層はこれに応じて反乱に立上つた。しかし、デリー市の商人、大地主、年金生活者などを中心とした上層市民は必ずしも蜂起を歓迎はしなかつた。彼らは、反乱兵士、下層市民の矛先が何時でも彼らに向うること、現に向つていることを知つていた。彼らがその防禦の為に見出した存在は皇帝である。皇帝の側からすれば、皇帝という存在規定からは何の発言力も、権限もなかつたにせよ、市民という名を以て、市民保護という立場に立脚することによつて、皇帝自身の立場を強化することが出来たのである。

1 Trial. p. 140.

2 ibid. p. 132.

- 3 ibid. p. 141.
- 4 ibid. p. 162.
- 5 ibid. p. 128.
- 6 ibid. pp. 139. ~141
- 7 Mubarak Shah, op. cit. pp. 14~15.
- 8 Trial. p. 137.
- 9 ibid. pp. 174~175.
- 10 ibid. p. 166.
- 11 ibid. p. 123.
- 12 Mubarak shah, op. cit. p. 191
- 13 Zahir Dehlvi; Dastan-i-Ghadar pp. 46~53. Freedom Struggle in Uttar Pradesh, vol. V. op. cit. p. 990.
- 14 S. Moinul Haq ed; Memoirs of Hakim Ahsanullah khan. 1958, Karachi, p. 4.
- 15 ibid. p. 8.

三章 行政会議の成立

デリー市のインド人軍隊、デリー市民、ムガル宮廷を巻き込んだ反乱は新政府機構の設立に着手しなじめた。そればかり軍隊を統轄する総司令官の決定がなされない。反乱当初シベーヒーは彼らの中から総司令官を選出しえなかつた。七月半ば、バーリー軍の到着によって、シベーヒーはようやく彼らの中からバフト・ハーンという総司令官を

生み出すことに成功するが、それは二ヶ月後のことである。老皇帝は信頼することが出来ぬ。とすると総司令官たるにふさわしく、従来のムガル帝国の栄光を荷い、若く、反乱に積極的な人物は王子達しかいなかつた。以下、王子ミルザー・ムガルが総司令官に決定するまでの経過に関する史料である。

史料25 弁護士グラーム・アッバースの証言⁽¹⁾

問——王子、ミルザー・ムガルはデリー反乱軍の総司令官に任命されたか。もし事実なら何時、誰によつてか。
答——ミルザー・ムガルは間違いなく軍の総司令官に任命された。軍隊の要請に従つて皇帝によつて任命されたと一般には言われている。

史料26 ハキーム・アフサヌッラー・ハーンの覚書⁽²⁾

……それから、これら一人の宦官は王子達やグラーム・シャー、義勇軍や正規軍の士官達と秘密の会合を持ち、以下のことを行つた。即ち、ハキームは諸部隊に口出しをするべきでなく、皇帝、皇后、マフブーブ・アリーとも、通じてはならない、と。この決定を実行する為に、反乱第三日目の午前中に、王子達は、皇帝のもとに来て、こう言つた。諸部隊の士官達が王子達の下での服務を望んでいる、と。宦官達もまたこれを支持した。諸部隊の士官達自身も王子達を指揮官に載くことを望むと表明した。そこで皇帝はこれに同意、名のある各連隊を各王子に与えた。皇帝は王子

達に皇帝に仕える旨の契約を文書化すべしと命じ、王子達は皆これに同意した。

二時頃、皇后と私とは再度、皇帝に言上した。即ち王子達を諸部隊の指揮官に任命することは望ましくない、旧来のターナーダールや市警察署長を再任命する方が望ましい、市の行政をムフティーやサダル・アミーンに委せる方がよい、そして、全体が皇帝の直接指令下に掌握されているべきである、王子達は若年で軍学や戦争技術に未熟であり、指揮する能力がないと諸連隊の将校には説明し、この理由で、王子達に軍の要職を保持させるべきでない、と。皇帝はこれに同意し……。ムンシーは調査を行いムフティーとターナーダール全員とに注意を促す勅令^{ハルワー}を書くよう命ぜられた。

…

…その朝、王子達は再び出仕し、任命状を請願した。皇帝はこう答えた「お前達は仕事を知らぬ、将校として何をやろうとしているのか」。全員、失望して去つた。

十二時以後、私が朝見の席を外していたとき、諸部隊の将校達が宦官に導かれて來た。そして王子達を任命するよう皇帝に圧力をかけた。皇帝は沈黙していたがやがて言つた、「ミルザー・ムガルは司令官職を望んでいた、お前達は何を望むか?」彼らは「その決定に賛成だ」と答えた。彼らはまたクドラトウッラー・ベーグ・ハーンの息子、ムイスッディーン・フサイン・ハーンが市警察署長の職責を引受けると申出しているので、彼が任命されるべきだと推薦した。しかし皇帝は前市警察署長を探すべし、もし前市警察署長が見つかれば彼が任命さるべきである、と命じた。王子達は前市警察署長は既に逃亡しており、ムイスッディーンこそ任命さるべきであるとした。後者を任命することに意見が一致した。

反乱三日目、総司令官の選出過程において、早くも矛盾が顕在化してきた。一方に皇帝と彼をとりまく皇后やハキームなどの側近がいる。軍は明らかに皇帝とその側近勢力を抑えようとしている。軍と王子達とはここでは一体となつて皇帝側に対抗している。このとき軍は王子達に対する過大な期待を抱いていたのである。後になり王子達の体質が戦場で明らかになるにつれてこの一体感は崩壊してゆくが。他方皇帝と王子達の仲は非常に険悪であつた。皇帝にとつて信頼を置ける王子は寵妃ジーナト・マハルとの間に生れた若いジャワーン・バフト一人であつた。皇帝と側近の意図は、旧来の役人を出来るだけ重用し、旧来の統治機構を出来るだけ温存すること、これによつて皇帝が出来れば全事態を掌握すること、これに尽きている。しかし、蜂起直後の段階では軍と王子達の圧力は強勢で、皇帝側は完全に押しきられてしまつた。軍の要請によつてミルザー・ムガルを総司令官に任命し、王子達を次々と各軍の指揮官に任命し、更に市警察署長にもマイヌッディーン・フサイン・ハーンを任命せざるを得なかつた。巻き返しを計る皇帝は自らの影響力を行使するため、腹心の王子ジャワーン・バフトを権力機構の中に投入しようとした。

史料27 ハキーム・アフサヌッラー・ハーンの覚書⁽³⁾

二日後……王族の数人が集まり、話題は王子たちへの叙勲衣の授与（即ち役職の任命）になつた。『ジャワーン・バフトは何にも任命されぬだらう』、すると皇帝はこう答えた。『彼の母（ジーナト・マハル）は朕の代理人である。ジャワーン・バフトは総理大臣に任命しよう』……

しかし、この皇帝の試みは直ちに軍隊側から反撃された。

史料28 ハキーム・アフサヌッラー・ハーンの覚書⁽⁴⁾

将校全員は、（皇帝に）懇願した。軍に関する命令は全て軍の司令官を通じて発せらるべきであつて、政府のいかなる役人（Ahkari Badshahi）の介入も許さればならぬ。皇帝はこれに同意した。

ジャワーン・バフトを自らの代理人として大臣に任命しようとする皇帝の試みも、シベーヒーの軍事不介入の要請の前に、脆くも崩れ去つた。⁽⁵⁾ 反乱初期にヘゲモニーを握っていたのがシベーヒーの側であつたことは明らかである。このような事態を見れば、兵士たちの合議体である行政会議が最高行政機関として成立したのは何の不思議もない。まず行政会議に関する規則を決めた次の史料を見よう。

史料29 行政会議の規則⁽⁶⁾

最も慈悲深きアッラーの御名において

諸部局の混乱を追放し、さらに軍事および一般行政の誤りを排するため、行政法（dastur ul-'amal）を作製することは正当且つ適切であり、行政法の運用および必要のために、まず会議が設立されることが緊要である。そのため、

以下がその規則 (qawā 'id) である。

一 会議を制定し、その名を行政会議 (Court Administration 『法』 Jalsa-i- Intizam-i Fauj o Mulki) とする。

二 この会議には十名が任命される。その内分は六人の軍人 (Jangi) と四人の一般市民 (mulki) である。そして軍人の内、二人は歩兵、一人は騎兵、一人は砲兵から選挙 (mamtakhab karna) やれる。そして四人 (は一般市民から)

三 この十名の内、意見の一一致の上で一名が議長 (president 即ち Sadr-i-Jalsa) となる。一名が副議長 (vice president 即ち naib Sadr-i-Jalsa) となる。議長は一票を持つ。各部局には必要に応じて長官 (Secretary) が任命される。五名が (定数を構成する——) の部分文章不分明——F.S.U.P. の註)

四 上の十名が任命されるとき、以下の誓約 (half) を行う。即ち、任務を行うに際し、正直且つ誠実に、身内びいきを行わず遠謀深慮を以てし、いかに些細な失政といえども行わず、公然、非公然を問わず、搾取強制、不公平を行わぬ。その代りに常に国の團結と人民 (rajiyat) の福祉が保障されるような方法で政府の仕事を行う。会議の決定は会議もしくはサーヒブ・イ・アーラム (sup.) の許可なしには誰にも漏らさない。

五 行政会議の構成員の選挙 (intikhab) は以下の方法で行われる。二名が歩兵隊より、二名が騎兵隊より、二名が砲兵隊より、投票多数の者。選ばれる者は勤続年数長期、且つ賢明、経験豊富、有能であるべし。勤続年数には欠けるが、有能、賢明で、会議の構成員として働く能力ある場合は、彼が会議の構成員に任命されるのを妨げない。四名の一般市民 (mulki) の任命も同様である。

六 もし十名の任命後、誰かが不誠実、不正直、不公平なる意見を行政会議の総会で表明した場合、その者は、圧倒的多数を以て会議より資格を剥奪される。その者の後任は、第五項に従つて任命される。

七 行政事項は最初行政委員会に報告される。会議で多数決で決定後、それは会議が従属しているところのサーヒ・イ・アーラム・バハードゥルの同意を得るため提出される。サーヒ・イ・アーラムの同意後、諸決定は皇帝陛下 (Huzur-i-Wala) に報告される。軍事および一般行政のいかなる命令も、会議が決定し、サーヒ・イ・アーラムが同意し、皇帝陛下 (Huzur-i-Wala) に報告することなしには発効しない。

もし、サーヒ・イ・アーラムが会議の決定に同意しない場合には、決定は会議に再考の為さし戻されるが、それでも依然として両者間に相異が存在する場合は、それは、皇帝陛下 (Huzur zille Subhani) に提出され、皇帝陛下 (Huzur) が最終的裁可を下す。

八 会議の構成員、サーヒ・イ・アーラム、皇帝陛下以外は会議の会合に出席は許されない。もし、会議の構成員の内、充分根拠ある理由で欠席する場合、会議の残りの構成員による多数決の決定は会議全体の決定とみなされる。

九 もし、会議の構成員が会議に動議を提議する際には、提出者はまず他の一名の構成員の支持を得、さらに、他の二名の賛成意見とともに提出する。

十 動議が九項に従つて会議に提出される時は、提出者は、まず最初に発言し、発言終了まで誰にも妨害されない。会議の構成員が反対を唱えるときには、誰にも妨害されずに発言できる。第三者が反対者に対しても意見を述べ、あるいは修正動議を出すときには、会議は静粛に聞き、その後、各構成員は各自の意見を別々に書き決定は投票の多数意見に従つてなされる。認可の後は決定は各省の長官に通達される。

十一 第二項の規定に従い軍の各部門から選ばれた会議の各構成員は軍の関係各部門の管理者としても行動する。さらにこれらの管理者の下に四人からなる委員会 (Committee) が第四項の規定に従い設立され、この委員会には必要

に応じて書記 (Secretary) が任命される。この委員会における多数決による決定は関係将校を通じて行政会議に提出され、行政会議は第七事項に従つて行動する。軍事および一般行政各省においても同様な手続きが行われる。

十二 行政会議は多数の投票により何時でも規約を改正できる。

上記史料が示しているのは何か。

一、司令官の任命がシバーヒーのヘゲモニーによつて行われたのに引き続き、軍事および一般行政を執行する会議という合議体を制定しここに権力を集中させると決定したことは、インド政治史上、画期的であつた。云うまでもなく、このような合議体による行政は從来ムガル朝にはみられなかつたことである。しかも、会議の決定が効力を発するためにはサーヒブ・イ・アーラムの同意と皇帝への通知があればよいとしている。皇帝の裁可を仰がなかつたこと、皇帝に拒否権がないことは、即ち皇帝権の制約であり、從来には全く例を見ない。皇帝も史料⁵において会合に出席したことではない、と述べている。更に具体的過程を見てもシバーヒーの意志と皇帝命令とが、正面から衝突したような場合には、次の史料が示すごとき結果となつた。

史料30 ハキーム・アフサヌッラー・ハーンの証言⁽⁹⁾

マインプリのラージャーから軍隊要請の上奏文が受理された。軍の将校と相談の後、ミルザー・ムガルは部隊をマインプリへ派遣するべく準備を（皇帝から）命ぜられた。しかるに翌日、将校たちはこう主張した。即ち、軍はデリー

市の前にいるイギリス軍を追い払わぬかわり、彼地へ進軍しない、と。その結果上記のような回答が彼地へ送られた。

この史料は、皇帝もしくはその命令を受けたミルザー・ムガル総司令官の命令であつても、出陣命令をシペーヒーは拒否出来ることを示しており、シペーヒー対他の階層の勢力関係を物語つてゐる。それゆえ、反乱におけるムガル皇帝の擁立とは、少くとも当初のシペーヒーの構想ではムガル朝における皇帝存在の復活とは全く性格を異にしたものであつた。反乱における皇帝擁立が一方で行政会議の設立を伴い、厳しく権限内容を規定している以上、反乱を封建的支配層に指導され復古をめざした反動的なものと性格規定する」とはできないである。

といひや、この会議の思想的系譜はどのようなものであろうか。この規則には Court Administration おはじめ、President, vice-president やなど Committee と英語が何れも最初に使われていて、こらした英語を説するように Jalsa, sadr-i Jalsa, naib sadr-i Jalsa などと併記がなされている。こらした言葉の頻発は行政会議などの概念の土着性に強い疑問を提出する。しかしながら、一九世紀半ばのインドは日本人の我々が当時の日本から想像するような孤立した社会とは全く異つており、当時のベンガルでは既に一種の議会主義思想が世論の中に地歩を得ていた。一八五一年にブリティッシュ・インディアン・アソシエーションがイギリス議会に提出した請願文には明らかに将来の政体としての議会、地域代表の思想が盛り込まれてゐる。従つてこらした合議体の構想は突如外国から非現実的抽象論として輸入されて來たのではなく、既に各地で確実な基礎を持っていたと考えた方がよいであろう。また行政会議の構想はシク軍の軍隊組織に由来する、とも云われる。史料32にも記されているように、この種の集会は兵士の言葉でコートといわれていたのだから、この構想が兵士によつてシク軍組織から伝わつたと考えることは可能である。たとえ

そうであつても以上のような選挙の考え方の定着を背景に持つていたと考えるのが自然であろう。この問題は今後の課題に残しておきたいが、いずれにせよ反乱の中での具体的な必要が生じた結果、デリーのみならず、ラクナウにも殆んど同様な行政会議が生れ、機能したことは理解できるのである。

ところでこのように制約を受けて出発した「皇帝の復権」ではあつたが、これは、後にシパーイー相互間に矛盾が露呈して来るに及んで、様相をやや異にする。即ち、規則によれば、皇帝は総司令官と行政会議の間に意見の相異が生じ、さし戻しを経た後にも依然として相異が解消せぬ場合にのみ、最終的裁可を下す存在であつた。しかし実際の史料によれば、皇帝は確に肯定的にではあるが、会議の決定を最終命令として発している場合が多く、単に通知されただけかどうか、若干疑問を抱かせる。従つて、皇帝権力の変質は具体的政治過程の中で、後述するような王子達とシパーイー、あるいはシパーイー同志の間で矛盾が激化したこと、兵士の権力が弱体化したことなどを示しているのであろう。矛盾が激化しなかつたら、皇帝はこの規則通りに円滑に形式上の権威として存在しつづけたに違いない。

二、次に重要なのは選挙制および多数決の採用である。行政会議のメンバーが軍人六名、一般市民四名と軍人の比重が大きいのは、反乱政府が戦争政府である以上当然のことである。いずれにしても選ばれた人々が多数決により運営していくという形式の政府の登場は、やはりデリー反乱政府の画期的な性格を示すものである。さらに、この被選挙権者として一般市民^{ムンキヤ}が四名参加していることは、第一に政権を「シパーイーの反乱」とどめまいとした反乱政府の意志を語っている。この事実だけを以てしても、一八五七年の反乱がシパーイーのみの反乱であつたとする断定はさし控えねばなるまい。しかしこの一般市民の参加は非常に問題を含んだものであつた。これについては後述する。

三、次に選挙母体をどのように把えていたか、考えてみたい。

U・P・政府の史料集によれば、この規則の草案段階においては各軍代表はムスリム一名、ヒンドゥー一名の各二名であつた。本規則の成立の際にムスリム・ヒンドゥーから各一名を選ぶという部分は削除され、選挙基準は勤務年限、有能、職務に適格、賢明、と變つて⁽¹⁰⁾いる。選挙区を二つに分けてしまうという一種のコミュニティ分離選挙の萌芽がこのときどのようにして生れ、また消えたかは不明である。しかし、後になつて大問題となり、インドとパーキスタンという別々の国家の構想にまで發展してゆく分離選挙の思想が草案段階で見られたこと、さらに明文化された段階で、この分離選挙の萌芽は否定され、消滅した形を取つたことに注目しておかねばならない。

また、インドにおいて選挙と殆んど常に附着している地域代表という考えがここに全く見られなかつたこともむしろ異様なことである。後述するように一九世紀半ばにあつて、地域代表という構想は反乱とは一応別の思想系譜ではあつたがベンガルの知識層の中には既に顕在化したものであつたから、一般市民四人の選挙をするに当り、地域代表制の構想が流入してきても何ら不思議はなかつた筈であつた。その欠落の理由は一つにはこの規則が当面デリーの反乱政府の運営に関するものであり、長期的な、全インド的な射程を未だ持つていなかつたと推測できる。しかし、逆にこの規則がそうした地域差を超えて、等質的な社会として当時のインドを抱えようとしていたと考えることも可能ではある。

いずれにしても、こうしたコミュニティ間の分離選挙、多民族・多地域の差異の認識の上に立つ地域代表性などはこの規則では言及されなかつた。

こうして被選挙権者の資格を、有徳、有能、年令のような個人の次元にまで無制約に一挙に引下したことは、大胆な試みではあつた。だがこのとき、この構想には、現実の諸集団コミュニティのあり方を見つめる政治的リアリズム

が欠如していた。このときのデリーには、選挙なる手段を通じてバラバラの個人から国家へと直接連携していく条件を欠いていた。たしかにヒンドゥー・ムスリムという形のコミュニティの対立はデリーに結集したシペーヒーにはそれほど見られなかつた。これは注目しておくべき事実である。(一般住民の場合は後述するが。しかしどうシペーヒーは各々駐屯地毎に集団を形成しており、この集団は等質的個人——選挙——行政会議へと結集・再編成されなかつた。むしろ次論文において述べるように各地域集団が上のとき選挙による行政会議を機能マヒへと追いこんでいつたのである。むしろ地域代表——といつても現実には駐屯地域という、いささか矮小なレベルであるが——構想を採用した方が現実的であつたことをその後の具体的政治過程は示している。こうした現実の集団の把握の仕方に失敗したことがやがてデリー反乱政権の敗北を招き寄せる要因の一つとなる。

ここで行政会議の具体的活動に関する史料を二、三あげておきたい。行政会議の規則は非常に抽象的で、これだけでは現実にどのような活動を行つていたか、が理解しにくいからである。

史料31 ムバラク・シャー「包囲下のデリー市」より⁽¹⁾

反乱軍の大部隊がデリーに到着してきたので、王子ミルザー・ムガルと反乱軍の主だった将校達は会議を開いた後、国旗掲揚塔を攻撃して丘を占領する戦略を決定した。

史料32 基金募集に関する勅令、皇帝の花押つき、鉛筆書き⁽¹²⁾、一八五七年七月八日

——ミルザー・ムガルへ

……君は昼もしくは今夜、最初に到着した全連隊将校を集めるよう命ずる。目的は経常および緊急の支出を満たす基金の募集の手段を考慮、決定することである。この種の集会は兵士の言葉で会議と呼ばれている。

史料33 勅令、特別花押つき、鉛筆書き⁽¹³⁾、No 643 一八五七年七月二二日

ミルザー・ムガルへ

息子よ、高名且つ剛勇なるミルザー・ザフルッディーン、別名ミルザー・ムガル・バーハードゥルへ、知るべし……現在、第五四インド人連隊の二百人及び医者が彼の家族と共にマフタブ庭園に駐屯する。彼らが移動せぬ限り上述の庭園への損害は以前同様継続する。息子よ、それ故この件に関して会議の将校達に相談し、兵士および医者を庭園から移動させよ。……

史料34 勅令⁽¹⁴⁾ 皇帝の花押つき、鉛筆書き、日附なし

ミルザー・ムガルへ

……デリーに滞在するマトウラの住人で土地保有者たるジャムナ・ダースの請願書より以下のこととが判明した。彼は勢力下に二〇〇〇人の火器使用に熟達せる兵士を持つ。彼は帝室に百万ルピー納入すると約している。さらに、デリー・アグラ間の道路に有効なる処置を取りうると公言している。その為彼は砲兵、歩兵、騎兵の部隊と火薬とその筋の認可の印を欲している。それ故以下のことを調査することが必要である。彼がどのような方法で上述の計画を実行するのか、また、如何にして彼の言を証拠づけようとするのか。それ故、息子よ、軍の主だつた将校全員の會議を召集し、この件に関して協議、談合せよ。その上で詳細を逐一ありうるか否か指摘し、彼の振言が成功するか否か、成功しうるならその手段は何か、に関して我々の参考までに報告を提出せよ。さらに、この件に関する士官達の希望を述べよ……。

まず、行政会議の成立時期に関して検討したい。それに関しては、主なる二つの説がある。第一は、バフト・ハーン到着後とする P. Spear の説である。⁽¹⁵⁾これは(1)サーヒブ・イ・アーラムがバフト・ハーンの称号である。(2)行政会議に關する史料が多く現れるのは七月以降である。⁽³⁾バフト・ハーンは七月初め到着した、の3つから行政会議の成立を上記のように仮定した。これに対し、M. Husain⁽¹⁶⁾は(1)サーヒブ・イ・アーラムはミルザー・ムガルの称号である。

(2)の規則は行政法 (Dastur ul 'amal) の一部であり、この法はマウルヴィー・ファズレ・ハクが起草した（これは Zakauallah 説の採用——長崎）(3)デリー市の秩序回復は五月十一日から一十五日まで集中的に行われたが、その間、法なしでこのような作業は出来ない、の三点から五月中としている。

ところで、筆者は成立時期を以下のように推論したい。即ち(1)ミルザー・ムガルが七月のある時期まで行政会議を召集していたのは上記の四史料でみるかぎり明らかである。(2)七月初めバフト・ハーンが到着するが史料にはバフト・ハーンの名がまだ現れない。この2点から、バフト・ハーンが事態を掌握する前に既に行政会議はミルザー・ムガルと共に機能していたと思われる。行政会議に関する史料が多く現れるのは確に七月以降だが、少くともバフト・ハーンの到着以前、かなり早い時期に成立していたと考えうるのではないか。そしてこのミルザー・ムガル召集の行政会議で軍隊の戦略・戦術・およびその移動・財政・具体的な作戦など基本的な軍事問題が討議・決定されていたのである。

次に行政会議の具体的次元における最大の問題は、いわゆる四人の一般市民^{ムルキ}がどのような人々であつたか、彼らは実際に行政会議に参加したかどうか、である。まず、規則を考察した際に判明したように、選挙といい、投票多数の者といつても、軍隊内の投票は可能かもしれないが、一般住民の場合は選挙方法も明らかでない。一般住民の間で選挙を行つたという史料も今のところ見当らぬ。行政会議と軍隊各部との関係は先述規則に明記してあるが、その他一般行政機構と行政会議の関係は少くとも軍におけるそれと比較すると曖昧であり密接なものとは思えない。その上行政会議の具体的活動を示す上記四史料からは、一般市民^{ムルキ}の参加した形跡は見ることが出来ない。とするなら、上述のような市民参加の規則を作つたにも拘わらず、実際には反乱はデリーの都市住民を組織化し、掌握することに成功

しなかつたのであるまいか。

第三に、コート、コンファランス、カウンシルなど種々に呼ばれた行政会議に具体的に参加し、構成員となつたのは「主だつた将校」や「全連隊将校」である。史料に見られる構成員の名の中にも役付き将校はみられるが、ひらの兵士の名は殆んど見出すことが見出すことが出来ない。現段階では軍隊内で選挙がどのように行われたか分らないが、たとえ行わたとしても現実には将校ばかりを選出してゆくものとなつて、軍隊秩序を覆えず選挙にはなりえなかつたと思われる。現存の軍隊秩序を確認するという意味での選挙であつたのかもしれない。

結局、行政会議を結成することによつて一度はシパーイーは、皇帝への権力の集中を防止した。即ち行政会議は皇帝との関係においては新しい秩序を産み出す制度的武器になつたのである。しかし、それを除けば、つまり軍隊秩序や軍隊と市民との関係においては、行政会議は新しい意味を持つていなかつた。言い換えれば、行政会議を結成してゆく過程が、軍隊秩序を崩壊させたり、あるいは軍隊と市民との新たなかかわりを生み出す、といった事態は発生しなかつたのである。行政会議の規則の文言も、具体的な機能の過程も次々と新たな反乱を掘りおこしてゆく起爆力を持たなかつた。

その結果、第一にはシパーイー内部の矛盾の激化により、第二にはシパーイーとデリーの上層市民商人層との対立によつて、行政会議はそこに結晶した活動を保障できなくなるのである。やがて上層市民と皇帝との癒着が進行し、皇帝が上層市民、商人の利益を守る障壁となつていく過程を行政会議は阻止できなかつた。ここからデリー反乱政權の亀裂は拡大してゆくのである。

1 Trial. p. 47.

2 Memoirs of Hakim Ahsahnullah khan, op. cit, p. 3.

3 ibid. p. 6.

4 ibid. p. 7.

5 ハ・ヤムー・ベトムが総理大臣に任命されたのは田中一八田であるが、史料からみて彼は何かの権限があつたとは考へられねど。P. Spear, Twilight of the Mughal, 1951 Cambridge, p. 206.

6 Rizvi ed; Freedom Struggle in Uttar Pradesh, vol. I. Lucknow, 1957, pp. 419~421. ふるさと画写真版 plate No 10—

14. 絵図 (F. S. U. P. 附註)。

7 ベトムの終のめざせ、傍邊ハーテのやうな顔かおる。

8 Sahib-i-Alam 「誰かほんじやせ」〔いは説が専用〕 F.S.U.P. やは「即かは『ルギー・ムガルやある』」(ibid. p. 419) 也。P. Spear ゼ「日本を「よくハマム・ベトム・ベーンは 総司令官 に任命された (その称号はカーラム・イ・トーラム・ベトム・ムガルやある)」 也。」(ibid. p. 206) ゼやがも説明なしの断定やある。M. Husain は(1)ガヴァナー・シヨネラルとカーラム・イ・トーラムの間で何の関連あだら。(2)ベトム・ベーンはシヨネラム・ガヴァナー・シヨネラルと書ばれており、カーラム・イ・トーラムと呼ばれたりいはだら。カーラム・イ・トーラムとは、尊敬語で『ルギー・ムガル』に使われた称号である。(3)『ルギー・ムガルに關してはムンヤーヒディーへとよりて數回、カーラム・イ・トーラムと書がれた例がある、などの理由から、カーラム・イ・トーラムを『ルギー・ムガル』とす。」(ibid. p. 188)。筆者は現在のといふども心と断定する能力を持たないが本文で述べたふうか、(1) 実際の過程を示す他の史料から見るかある、『ルギー・ムガル』の名は會議と密着して現れでてゐるので、少へともある時期『ルギー・ムガル』はコートの長たる役割を果してゐたと思われる。(2) その時期はバトム・ベーンによつて事態が掌握される以前、即ち、七月半ばまで以外にはない、の11つの理由から、少

べと/or七月半ば以前、すでにミルザー・ムガルがサーヒブ・イ・アーラムとして会議と関わっていたと考えておきたい。

9 Trial. p. 279.

10 鈴木正四氏は、行政会議の構成員五人がヒンドゥーであつたといふタルミーク・ベルトゥーンの論文に依拠して「最近の研究はこれが回教徒五人、ヒンドゥー教徒五人からなることを実証するにいたり」と、組織上でも印回両教徒の統一がはかられていたことを説明した」としている。鈴木正四、「トジア民族革命の研究」1972、東京、p.118 しかし、選挙規準という点から考えると、事態は草案段階に於いて、各部隊一人ずつヒンドゥー・ムスリムに割当しようとしていたのが、最終段階では、いの各部隊一人ずつ割当していることによつて「印回両教徒の統一をはかる」方法は削除されたのである。F. S. U. P. I. p. 419. 但し、その結果選ばれた者五人がヒンドゥーであった可能性は、原理としてでなく事実としてある。

11 Mubarak Shah, op. cit. p. 49.

12 Trial. p. 64.

13 ibid. p. 26.

14 ibid. p. 28.

15 P. Spear, op. cit. p. 20.

16 M. Husain, op. cit. p. 180.

17 ハーデン・ベクに聞かせば、長崎鶴子「一八五七年の反乱に関するハーデン・ベクの回想録」雑誌「東洋文化」五〇・五一合併号 1971、東京、所収、を参照。